

平安朝に於ける舞踊について (下)

櫻井秀

七 五節舞の推移(中)

五節舞姫に關する制度の變化を考ふるに、彼等

は本來名譽官にして、臨時選任せらるゝを例とす

さればこの點に於て内教坊の妓女とは全然その地

位境遇を異にせるものと知るべし。定員について

の舊制は今詳ならずといへども、平安朝以降は平

年四名、大嘗舉行の際に限り更に一名を加へらる

そののみならず、出演者の受くる特典も、新嘗奉

仕のものとはたゞ賜祿のことあるに過ぎざるに反し

大嘗奉仕のそれは叙位の恩遇あり¹⁾。これについて

三善清行は論じて曰く、本朝文粹卷二
所收封事

朝家五節舞妓、大嘗會時五人即皆預叙位^{○中}

略 新嘗會四人無預叙位^{○中略} 大嘗會之時

權貴之家競進其女以充此妓、尋常之年人皆辭

遁^{○中略} 愛有新制、令諸公卿及女御輪轉進之

其費甚多不能堪任、伏案弘仁承和二代尤好

内寵、故遍令諸家擇進此妓、即以爲選納之使

也諸家僥幸天恩^{○中略} 盡財破財競以貢進、

當初適宜指定の慣例なりしこと、及その制が行

はかして輪轉貢進の風となれるに至りし²⁾徑路に

はかゝる内情も存せしならむ。かく貢進制度が當

番貴族等の輕からざる負擔なりしとすれば、彼等

が何等かの代償的豫想を以て舞姫を出したりしも

理なるべし。

右の如くにして舞姫制度は宮闈の風教を害し、

廷臣の産を傾けしむる者ありしかば、識者はその改革を希望するに至りぬ。清行の封事にいふ、

昔者神女來舞未必有定數 ○中略 伏望擇良家女子未嫁者二人、置爲五節妓、其時服月料稍令饒給、節日衣裝亦賜公物、若貞節不嫁經十ヶ年者、卽預女叙聽令出嫁、若願留侍者預之於藏人之列、卽擇置其替人、

提案は頗ぶる時宜を得たるものなりしかど終に行はれざりき。さりながら、平安初期に於ける如く權貴の女子競ひ進むの風はいつしか全く廢絶し國司或は中央なる亞流官人の子女中より出づるのみとなれり。³⁾ 枕草子「なまめかしきもの」の條に、

宮の五節出させ給ふ ○中略 まひ姫はすけまのうまのかみのむすめ、染殿の式部卿宮の御おとこの四の君の御はら十二にていとおおしげなり

など見えしは、親王の外孫女なれば上の傾向に

反するやう思はるれど然らず。當時王族の財政裕ならざるもの多く、從て女子の宮仕するものさへ多くありし程なればなり。○特に中宮より出さるゝ舞姫なるためもあらむ。

註

(1) 舞姫を出す人々はその「名簿」を官に呈す。形式一ならざりし如きも、一例を示さん。平範圍記長元九年十一月二十三日條に、

五節舞姫五人陪膳采女二人皆有爵級之恩、五節舞姫名簿其體各異也 ○中略

正六位上 藤原尹子(○中略)

右五節舞姫注進如件

長元九年十一月二十三日

參議正三位左兵衛督兼近江權守源朝臣

今年は大嘗のそれなるを以て位階あるなるべし。

(2) 西宮記 十一月、に「后宮親王尙侍女御諸卿等獻之」をみて、その貢進の範圍を知らる。

(3) 奉獻者は貴顯なりししても、その女子にはあらず適宜官人の家よりして選擇出仕せしめたるに過ぎず

本朝世記天慶元年十一月二十二日條にも「太政大臣
家舞妓、故伊豫介源朝臣相國女、中納言實賴卿舞妓
故信濃守源朝臣公家息女也」なきいへり。

舞姫を献進せし人は后妃及三公卿相に涉れりと
いへども、近親中よりその人を擇ぶが如きことは
中期以降殆どなかりしが如し。權記長徳元年九月
十七日條に、

被定可奉五節之人、右大臣、藤大納言季、右
兵衛督俊、大皇太后權大夫理、

かく定められたる人々は、如何にして舞姫とそ
れに附屬すべき童女、侍女等を選せしか。これ
に答ふるに先ち、少しく侍女等の員數を徵せんと
す。

(一) 遣余車令迎舞姫稱備前守相
近女者也 出車(○中略) 陪從
六人童女二人下仕四人雜任四人無樋
洗 (小右記長徳五

年十一月二十二日條)

(二) 及乘燭令參五節舞姫女房六人童女二人下仕四人出車

第七卷 研究 平安朝に於ける舞踊について(下)

(左經記寛仁四年同月十八日條)

(三) 令參舞姫陪從六人童女二人已上乘檳榔木四兩、下仕
四人乘網代、(同長元四年同月十六日條)

(四) 宮の五せち出させ給ふにかしつき十二人(○中略)
女房を十人出させ給ふ今二人は女院淑景舍の人やが
てはらからなりけり(○中略)青摺の唐衣かさみをき
せ給へり(○中略)赤ひもいみじう結び下けていみじ
く盤したる白き衣にかたぎのかた繪にかきたる、織
物の唐きぬのうへに着たるは誠にめづらしき中にわ
らば、今少しなまめきたり、(枕草子 なまめかし
きもの 條)

これ等によれば少くも十餘人多くは三十人に近か
らむ。

員數の異同は地位勢力の如何に基けりといへど
も、また特定の慣例に従ふべきこともあり。(例せ
ば老年の公卿が舞姫を献するときに限り、隨從の
童女を缺く由は年中行事秘抄類從
本 師遠年中行事續類
本 等にいづ。)而して上記の如き諸階級の從者(即ち
女房陪從とも
あるもの 童女下仕雜仕等)を參入期限前に準備

第二號 四九 (二二二)

し終ることは必しも容易ならず。故に種々奔走して人品地位ほゞ佳とすべき者を物色す。されど不幸にして定數を得ざるときは、卑賤なる階級よりその適任者を求むることありき。鎌倉以降のことなれども左の例を見るべし。

申剋許依都督亞相招引行向是五節櫛柵可見之

由 ○中略 見了之後聊羞坏酌、五節童女即仕者、云是上童也

着柳冠五重紅單衣、紅織生袴 取抄、下仕神崎遊女等又召寄、(平戸記

仁治元年十一月十七日條)

「遊女」といふも、後世より考ふる如き賤しきものにはあらざらむ。それにしても右の事實は隨員の人選難を語て餘ありと信ず。

かく從者の召集に苦心すると共に師を招きて1)舞姫を教習せざるべからず。舞師は聘せられて貢獻者の邸に赴き、訓育指導に當れること古書に例多く見ゆ。

(イ) 小右記長保元年十一月十六日條

五節舞姫宅、今日令迎師令習、分遣雜物、師祿絹三匹米五石三石鑿料、二石從者祿料菓子魚物等

(ロ) 中右記大治二年十一月十五日條

今朝迎舞師小伊豫於侍廊令習舞、晚景歸之間(○中略)房之裝束皆以放取了、稱故實又不制止者也、大略近年作法者、

(ハ) 台記久安二年十一月十日條

深更舞師安藝來、余(○中略)卒舞姫相逢、令習舞、例祿外賜別祿(○中略)教舞了及曉退去、

これ等の例に徴し、舞姫の多忙と舞師の優遇せられしさを察すべし。殊に中右記の趣にては師家の「役得」と見るべきもの頗ぶる多きを覺ゆ。2)

註

(一) 舞師には物師、大師、小師等の名稱あり、地位の高下によりて相違するならむ。玉葉元暦元年十一月二十二日條に大師小師の祿法、伊呂波字類抄には文徳帝のまき齊衡三年に五節舞師を置くよしへれど、確ならず。

(二) 舞師の祿法については類聚雜要抄三五節雜事條に

内府忠通が舞姫を進ぜしこきの例くはしくみゆ。(參照すべし。)

教習既に了り參入の儀あるは、子日或は丑日なりき。例せば小右記に、

甲子、入夜參内候宿殿上、五節參入景舒女也

自余不參(永觀二年十一月十八日條)

乙丑……………三所五節參入有常寧殿試事主上御

常寧殿密々御覽○物忌なり(十九日條)

などの如し。前例は正しかるべしといへども、

行はれ難かりしに似たり。同書長徳五年十一月廿

一日庚子條にも、「仰可令參舞姫之由、令申其由」と

見ゆ。

參入後の彼等が起臥すべきところは即ち「五節所」にして、便宜に従ひ撰定せらる。

(一) 關白已下諸卿相引向給中納言五節所北對南面有益酒事

主上於南殿北廂密々御覽之(○中略)有歌遊之興皆以

袒衣……………(春記長久元年十一月十七日條)

(二) 今夕五節參入以東代侍廊爲五節所、(中右記寛治八年十一月十五日條)

(三) 近江隆宗朝臣一所舞姫今朝竊參入五節所、寢殿北對、

(○中略)頭辨基頭中將顯以下殿上人三十人許於帳代

前小散樂……………(中右記承徳二年十一月五日條)

かくて參入後に於ける妓女の狀態及演舞のことは次にこれを述べし。

註

(一) 舞妓參入の式は頗ぶる莊重にして、多く晚景なりしかと思はる。しかれども、その風は平安朝の末期に及び行はれざるに至れり。中右記承徳の例なきは後にいふ「曉參」の適例とするに足らむ。後に及びても有力者は舊制に従て行へるものありき。(類聚雜要抄三、藤原忠通の例なき)

八 五節舞の推移(下)

宮闈に於ける舞姫及從員の、居住するところは五節所と稱せられ、その設備は少なくとも參入の前

日までに完了せらる。平定家朝臣記康平三年十一月十五日條に、

初内府殿五節所裝束北面、殿御直廳

といひ、十六日條に「五節參 ○中略 依御物忌無御前帳臺試如恒」とあるはその例なりとす。かくて參入後は舞姫貢獻者或はその知人乃至舞姫の知縁などよりしてさまざまの贈物あり。

(一) 舖記 永保元年十一月二十一日條

送朝餉於右兵衛督新宰相中將五節所○前文にもみゆれぎ省之

(二) 同書 寛治二年十一月十九日條、

使省史生重忠送朝餉於藤中納言宗俊五節所○中略

又左大辨匡房 五節所理髮前料高器九本

また局には風流華麗の調度を設備し、よりに貢進せる人々の意匠風雅の程をトすべしとなせりしかば、費すところ極めて多く、特に令を下して華奢風流を制限せられたることも珍しからざりしは、既に幾度か先人の記されたる事項なるを以て具述

せず。

舞姫の參入するやその師もまた伴ひて宮に參れること左經記長元七年十一月十六日條に「或者云昨夜五節參内 ○中略 舞師氏子日來病惱仍以孫女爲代官令參云々」といひ、二十一日條また寛仁元年同月十九日條に、

參内五節舞姫等於舞殿大師候弓場殿主上並東宮出

御舞姫師宿所御覽舞姫前攝政並攝政左大將新中納言御共令參給女房兼候此所……

文に出御といへる宮居を出てたまへるにあらず、たゞ舞師の假宿せるところに忍びて渡御ありしとまこと知るべし。

參入より出演の當時に至るまでには幾度かの試演を行はる。¹⁾即ち帳臺試、御前試といふが如きことなり。(その間また童女御覽の儀あり。)式日等には異例あれど、概言すれば、

(イ)帳臺試、中丑日常寧殿に舞姫を召見せらるゝをいふ。江次第十によれば舞姫は玄輝門より參

入し、諸大夫几帳を執り殿上人等童女以下を扶持す。主上は御直衣にて出御あり、舞妓は各自童女二人を先行とし下仕等を伴ひ順次參上殿内の席に著す。かくてその式了れば五節所に退下す。(ロ)御前試 こは寅日即ち帳臺試の翌日清涼殿に於て行はる。本書にいふ、

垂清涼殿東廂御簾其内南第三間 ○中略 立御儀

子有鏡立廻御屏風大其南北邊鋪帖 ○中略 女房

候所 ○中略 若皇后參上者同第四間設御座 ○中

略 内親王參上者南第二間設座……………

舞姫は理髮人童女二下仕二人等を従へて參入し御前の座に著し、(中央を以て上席とすとぞ)舞の儀了りて退下す。(ハ)童女御覽 卯日或は寅日を用ふ、本來は儀式を以て目すべき者にあらざりしが、後に及び例となれりしなり。されば中右記永久二年十月七日條に、「今年五節之間童御覽有無如何人々被申云於童御覽者臨時遊興如此時多被止也

○中略 御云○院の然者不可有御覽」といへる如く時宜に従ひ行はれざりしことも多かりけん。式の大體をいはゞ貢獻者の地位(?)に従ひその童及下仕等みなそれ〴〵扶持の官人に伴はれて參上す。官人の数は下仕に一人づゝ童には二人或は一人とす。貢かて獻人の地位高ければ扶持の人多く地位も高きをを用ふ。童は御前に扇を置き、小時の後また扇を取りて退下す。(參上の節は順次に一組づゝ出るを恒とすれど、退下には一同に歸入する者とす。)

此日童女御覽也 ○中略 余己下參著御前座 ○中

略 小時童女等參上……………各殿上人等向之新中納言付之實守脚童少將公衛侍從雅朝方童侍從實保少將實明

行爭付之遠江童兼忠一人付之下仕同參候庭中先一所童下仕

參上之後次々如置扇或直置之或殿上小時各取扇 ○中

此令參也○中略 退下遠江童早速退下兼忠呼還之一度令退下次下仕皆退下(玉葉治

承三年十一月十三日丁卯條)

童女は幼年の者多ければ未だ事理を解せず御前に出で扇を置くを承引せざりし事などもありしと見え、本書文治五年十一月二十三日己卯條に、

秉燭之後童女參上○中略 下仕參入之後欲令置

扇而童女等一切不承引 前右衛門佐隆雅付之雖欲
奪扇猶不置之○中略

遂不置扇依經數刻令退下了 大輪二廻如恒童女頗
有腹立氣是欲令

扇之故歟
腹事也

本文にいふごころの切腹とは噴飯笑止の意なるべし。

また衆人群視の席に出づるを恐れて忌避を企てしことなどもみゆ。台記久壽元年十一月二十三日

條に

次參前齋院總子本所定之童女二人之中一人 少納言

日來逃隱、一人 右衛門 申云、彼既逃隱、不得獨

出、仍以他女二人出之、日來所隱之女昨日出

來、今日以本所定之二人出之、

當時年少婦人の心事を知るべく、前條の笑話と相對して、頗ぶる興味あり。

かくの如き例よりして考へんには、舞姫の臨期病みて代人を出せし者3)などにも、實は此種の類例

多からんと想像せらる。

かくて當日の儀に至ては、汎ねく多くの文獻に

記録せられ、改めて述ぶるの要なきに似たり。江

次第卷十豐明節會次第條に、

時刻天皇渡御南殿○中略 著御帳中倚子○中略

王卿參上○中略 列立標下○中略 再拜○中略 就

堂上(……………これより酒饌下賜の事省之)舞妓

進舞 出自殺南
廂西方 女官四人秉脂燭副南柱立伴舞姫立

於御前並左右間上薦二人當御座間立西上次二

人各立其東西間闕司引導舞畢退入、

これによれば紫宸殿上にて舞ふの例なる如くな

れど然らず。古くは庭前の舞臺に於てその技を演

せしなり。 下文
參照 右に述ぶるところは、たゞ參入後

に於ける舞姫行動の一端のみ。以下少しく五節關

係の主要事項について記すべし。

(1) 舞師の種類及相互の關係

「舞師」の名は古く村上帝御撰の清涼記政事要略二
十六所引、等にみえ、また別に「物師ものし」といふものあり。兩者の關係頗ぶる明白を缺けり。たゞ大内裏考證卷二十三に引ける「近眞記」碑口なるものには、

或記云内教坊の女樂人昔は眞實に歌舞しけり

雅樂舞人○中略 行向舞師許云欲見舞之善惡

と云ければ女舞師召上物師て○中略 御使(師

〔?〕)早立て令舞云々物師答云何の舞ぞ女師

云皇帝也使云不覺、然者團亂旋如何又云不覺

次問玉樹答云不知于時女師怒云不知して稱

物師□朝威者也以此由令奏達之間暫擲置

たれと云ければ物師はうはう逃去りけり。

これによれば舞師は物師より權威あるやうに考へらる。想ふに當初に於ては舞師が外樂によつて著彩せられし舞容を指導し、物師は助手の位置に立ちて古來の舞曲のみを教へしにあらざるか。

然るに後に及びかくの如き制も失はれ、いつし

か物師は單に舞師に従屬するものとのみ考へらるゝに至りしならむ。本書に記されし如き事件はかくの如き時代に發生せしものなるべし。いづれにしても古く國風の舞踊なりし五節舞も、内坊出身の舞師に監督せらるゝに至て多くの唐風分子を混へ來りしことは疑ふべからず。而してかくの如き新粧の舞曲は内教坊制度の頽破内宴踏歌などの形骸化に伴ひ、再び復舊さるゝの傾ありしならむ——それについて來れるものは舞技そのものゝ退歩なりとす。

(2) 演技場の變遷

舞姫の演技するところは殿前の舞臺なりしが、後に及び殿上の南廂と改りぬ。江次第卷一、正月節會雨儀條に、新嘗會のことも説きて、

舞妓如常、承和以前於舞台、其後立御殿南廂

○下略

などいへるにて知るべし。而して廂に舞ふの風は雨儀に准せしなりといふ。同書卷十に、

舞台 ○中略 其上舖薦加兩面置鑰子其四面

樹梅柳其東西北面懸互帽額(中略)木工寮作舞臺左右衛門進梅柳

○中略 敷菴道近例不敷件菴道往年舞姬於

舞臺舞仍有此菴道近年用雨儀於殿上舞：

……

いふところの「近年」は果していづれの時代より

のことなるべきか。これについては、水左記承保

三年正月七日承暦四年にも帥記承暦五年正月七日等に舞

妓舞臺に昇れるの證みゆ。五節にはあらざれど類

推の料に供ふべくして、その比は未だ殿上に舞は

ざりしならむ。降て後二條關白記康和元年正月七

日條にも新嘗會に舞臺を設くる由みえたり。(江家

次第の著者は天永二年十一月五日に薨するを以て

中右記等その著作年代もほゞ推すべし。)されば所謂近

年は康和の中年以降。即ち一七六〇年代のことと認めらる。

(3) 舞姫服飾の變化

これは別編に詳述するの機あるべしといへどもその大概をいへば次の如し。

平安中期に於ては頗ふる唐式色彩多き服飾にし

て、西宮記にはく、

五節舞姫 帳臺試、垂髮、赤色織物唐衣地摺

裳、

御前試 折一作打隔子、散櫛、額、青色麴塵長

袂、袷襦、比禮、蘇芳下濃裳、

節會夜 折隔子如御前試、羅青摺長袂、袷襦、

比禮、蘇芳目染裳、左右着赤紐日蔭蔓(卷

十六臨時四女裝束)

御前試及節會の際は即ち女禮服に類する形式の

装なりしを知るべし。しかれども他面に於て神事

の古風を存し、青摺長袂これに赤紐つきし者考へらる。日蔭かつ

ら等の用ゐられしは、當代に於ける内外文化混融

の状を示す好資料なりと信す。

青摺長袂の風は既に存して、一條帝のとき中宮
定子が舞姫の隨員にまで着せ給ひしこと枕草子に
みゆ。

宮の五節いたさせ給ふにかしつき十二人 ○中
略辰の日青ずりの唐衣、かさみを着せ給へり
女房にたに、かねてさしも知らせず、殿上人
にはましていみじうかくして○中略 暗くなり
たる程にもてきてきす、あかひもいみじう結
ひさげ ○中略 やうしたる白き衣にかたきの繪
かきたる、織物の唐衣のうへにきせたるは誠
にめつらしき中にわらは、今少しなまめきた
り ○中略 上達部殿上人おごろき興じて小忌の
女房とつけたり。

これによれば尋常の唐衣汗衫などの上にかさね
て装はしめし者の如し。本例は中宮が臨時の御意
匠にすぎざらんも、舞姫のみは後までもその風を

傳へたりき。⁶⁾

平安季世に於ける舞姫の服飾については、雅亮
装束抄 卷一に記すところあり。今それを以て西宮

記 前文
引文 と對照すべし。

(イ)帳臺試は赤色唐衣地摺裳なること兩者同一
なり。(ロ)御前試 青麴塵長袂は青色唐衣と改め
られ、蘇芳下濃裳は「むらさきすそこの裳^{でい}」と
なりぬ。(本文にいふ蘇芳と紫とは稱呼の異なるのみ
にして、色彩同一ならんも知るべからず⁷⁾)かくて
節會の際には、「あをずりのからぎぬ、あこめ、こ
きはかま、めそめの裳」とあれば、舊制の存せし
を知らる。

註

(1) 舞師はかゝる際に於ても舞姫を監視指導せざるべ
からず。殿曆康和五年十一月十四日條に、

御帳御前は大師がつほねなり舞間大師髪アゲタリ、
ウシロニ女房一人アリ云々

なごいへるもそのさまをいへるなり。

(2) 童女御覽のこゝ建武年中行事には清涼殿のこゝ、

し、恒例のやうに記されたるも疑はし。永和、永享の

大嘗會記類從九十にも載せ、年中行事大概に「ちがこ

ろは大嘗會のこゝに行はるゝのみなり、毎年の儀は中

絶せり」なごいへり。然れども、これ等の記事には舊

書の説をそのまゝ登載することあれば、確否は更に考

ふべし。

(3) 江家次第卷十に「舞姫不足例、(修理大夫悦女、)

ミして「延喜十九年十一月十六日、一人、忽煩物氣以

他人令舞」ミ註せり。

(4) 同書中寅日試條に「申刻所司御殿東廂竝孫廂裝束

訖、五節舞師參上、次令問舞姫列立、次第舞姫參上(中

略)五節舞畢(中略)退下」ミいへり。

(5) 後者は必ずしも女子に限らざりしも、西宮記十一

旨に物師大友兼時なる者見えたり。

(6) 猪隈關白記正治元年十月十五日條等、

(7) 類聚雜要抄三、に收めたる永久三年の例には「青

色唐花 如^下襦袴 蘇芳末濃裳」ミみゆ。併せ考ふべし

附記 本編は最後に民間の舞踊についても略叙する筈
なりしが、便宜省略に従ふ。(大正十一、一、十二)